

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に基づく
農業者等の協議結果の取り纏め

喜界町広告第 30-3 号
令和 7年12月 8日



農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第10号)第26条第1項に基づき、公表します。

喜界町長 隈崎 悦男

市町村名 (市町村コード)	喜界町 (465291)
地域範囲 (地域内農業地区名)	旧阿伝小学校区 「阿伝」「蒲生」「花良治」 (3 地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月31日 (第 3 回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・集落の高齢化により、若手減少により後継者(担い手)への今後の農業経営が心配。圃場管理のためにも機械化が必要と考える。(スマート農業等への検討)。
- ・物価資材(肥料・除草剤)は上がり、生活が不安定。
- ・畑の集約や農道整備管理(除草)等がままならない。

(2) 地域農業の将来の在り方

- ・基幹作物であるサトウキビの生産安定を基本とし、野菜・果樹等の農作物の産地拡大を図り、新規農作物への働きかけを行い、稼げる農業を目指す。
- ・在来作物の(不可)価値を高めて、若者への魅力ある農業をアピールして、人(若者/担い手)を呼び込む体制が必要である。
- ・農業敵地であり、機械導入により人不足を補い、狭小耕作地については畑の集約化を進めたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域計画区域の状況

区域内の農用地等面積	106 ha
農地振興区域のうち農用地区域の農用地面積	106 ha
区域内における今後の農業担い手が引き受ける意向のある農地面積合計	15.7 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の方針

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地及び再生利用困難区域は区域外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農地中間管理事業への活用方針

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農業者や新規就農者を中心に作業区画面積の拡大化を図るとともに、農業担い手への農地集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に貸し付けながら、担い手の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。

(3) 多様な経営体の確保・育成の取組

地域内の多様な経営体が、今後も経営を継続できる体制を整えるべく、地域内での受託農業者との連携を図り、新規就農者への受け入れを推進する。
また、地域内における農業担い手等が不足が生じた場合には、他地域からの参入者(担い手)を募り確保する。

4 今後の地域の中心となる経営体 【地域基礎的データ】

経営体数 :	47	<農業支援サービス事業体>	4
・ 法人 :	3		
・ 個人 :	40	① 認定農業者:	15 人
・ 集落営農 :		② 利用者:	25 人
・ 主な作物 :	さとうきび・生産牛・野菜・果樹		

●課題内容 (地域の実情に応じて、事項を選択)

☒	資金・助成金・	☒	人手不足・後継者	☒	環境保全	☒	情報	☒	物価高騰
☒	畑の集約・集積	☐	所有者不明	☒	燃料・設備・機材	☐	賃貸借		